

この名称は、隣接する市の総合公園である「草花公園」と多くの人が居住する一つの街区を表す「タウン」を組み合わせたものです。

新しい団地は、木造2階建て5棟(25戸)と鉄筋コンクリート造3階建て2棟(74戸)の総戸数99戸(1DK、2DK、3DK)で、市内に点在する木造市営住宅9団地の老朽化に伴う

**新しい市営住宅の名称が「草花公園タウン」に決まりました**



建て替えと集約化を図るもので、草花字南小宮地内(市立草

**平成27年度から軽自動車税の税率を引き上げます**

平成26年度の地方税法の一部改正により、軽自動車税の税率を次のように引き上げます。  
問合せ 課税課市民税係(直通558-1682)

表1 原動機付自転車や125cc以上の二輪車などの車両

| 区分                         | 現行税率           | 改正後税率    | 重課税率      |
|----------------------------|----------------|----------|-----------|
|                            | 平成26年度まで       | 平成27年度から |           |
| 原動機付自転車                    | 50cc以下         | 1,000円   | 重課税率の適用なし |
|                            | 50ccを超え90cc以下  | 1,200円   |           |
|                            | 90ccを超え125cc以下 | 1,600円   |           |
|                            | ミニカー           | 2,500円   |           |
| 二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下)など | 2,400円         | 3,600円   | 重課税率の適用なし |
| 二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)      | 4,000円         | 6,000円   |           |
| 専ら雪上を走行するもの                | 2,400円         | 3,600円   |           |
| 小型特殊自動車                    | 1,600円         | 2,400円   |           |
|                            | 農耕作業用のもの       | 1,600円   |           |
|                            | その他のもの         | 4,700円   | 5,900円    |

表2-1 軽四輪などの車両(「最初の新規検査年月」によって税額が異なります)

| 最初の新規検査年月        | 現行税率             | 改正後税率            | 重課税率             |
|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 平成14年以前の車両       | 平成27年度まで         | -                | 平成28年度から         |
| 平成15年～平成27年3月の車両 | 最初の新規検査年から13年目まで | -                | 最初の新規検査年から14年目以降 |
| 平成27年4月以降の車両     | -                | 最初の新規検査年から13年目まで | 最初の新規検査年から14年目以降 |

| 区分   | 最初の新規検査が平成27年3月31日まで | 最初の新規検査が平成27年4月1日以降 | 最初の新規検査年から14年目以降 |
|------|----------------------|---------------------|------------------|
| 三輪   | 3,100円               | 3,900円              | 4,600円           |
| 四輪以上 | 乗用 自家用               | 7,200円              | 12,900円          |
|      | 乗用 営業用               | 5,500円              | 6,900円           |
|      | 貨物 自家用               | 4,000円              | 5,000円           |
|      | 貨物 営業用               | 3,000円              | 3,800円           |

動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の自動車及び被けん引車は、重課税率の対象外です。  
最初の新規検査とは、自動車検査証に記載されている初年度検査年月のことです。

表2-2 軽四輪以上(乗用・自家用)の例

| 最初の新規検査年月 | 課税年度     | 26年度   | 27年度   | 28年度    | 29年度    | 30年度    | 31年度    | 32年度    | 33年度    | 34年度    | 35年度    | 36年度    | 37年度    | 38年度    | 39年度 | 40年度 | 41年度 | 42年度 |
|-----------|----------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|------|------|------|
| 平成14年以前   |          | 7,200円 |        | 12,900円 |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |      |      |      |      |
| 15年～16年3月 |          | 7,200円 |        | 12,900円 |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |      |      |      |      |
| 16年度      |          | 7,200円 |        |         | 12,900円 |         |         |         |         |         |         |         |         |         |      |      |      |      |
| 17年度      |          | 7,200円 |        |         |         | 12,900円 |         |         |         |         |         |         |         |         |      |      |      |      |
| 18年度      |          | 7,200円 |        |         |         |         | 12,900円 |         |         |         |         |         |         |         |      |      |      |      |
| 19年度      |          | 7,200円 |        |         |         |         |         | 12,900円 |         |         |         |         |         |         |      |      |      |      |
| 20年度      |          | 7,200円 |        |         |         |         |         |         | 12,900円 |         |         |         |         |         |      |      |      |      |
| 21年度      |          | 7,200円 |        |         |         |         |         |         |         | 12,900円 |         |         |         |         |      |      |      |      |
| 22年度      |          | 7,200円 |        |         |         |         |         |         |         |         | 12,900円 |         |         |         |      |      |      |      |
| 23年度      |          | 7,200円 |        |         |         |         |         |         |         |         |         | 12,900円 |         |         |      |      |      |      |
| 24年度      |          | 7,200円 |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         | 12,900円 |         |      |      |      |      |
| 25年度      |          | 7,200円 |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         | 12,900円 |      |      |      |      |
| 26年度      | 4/1      | 7,200円 |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |      |      |      |      |
|           | 4/2～3/31 | -      | 7,200円 |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |      |      |      |      |
| 27年度      | 4/1      |        | -      | 10,800円 |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |      |      |      |      |
|           | 4/2～3/31 |        | -      | -       | 10,800円 |         |         |         |         |         |         |         |         |         |      |      |      |      |
| 28年度      | 4/1      |        |        | -       | -       | 10,800円 |         |         |         |         |         |         |         |         |      |      |      |      |
|           | 4/2～3/31 |        |        | -       | -       | -       | 10,800円 |         |         |         |         |         |         |         |      |      |      |      |

軽自動車税は毎年4月1日現在所有している方に課税となります。  
(4月2日以降の登録の場合、翌年度からの課税となります。[例]:平成27年4月2日登録の車両 平成28年度分から課税)  
7,200円...現行税率(「最初の新規検査年月」が、平成27年3月以前の車両に適用。これまで適用していた税率)  
10,800円...改正後税率(「最初の新規検査年月」が、平成27年4月以降の車両に適用。平成27年度から適用となる税率)  
12,900円...重課税率(「最初の新規検査年月」から、13年を経過した車両に対し、14年目以降に適用となる税率)

去る8月に都内でデング熱患者の国内感染症例が確認されました。感染は急激に拡大する可能性があります。感染した場合も一

**国内感染症例**

花小学校西側に建設中です。入居者については、現在、木造市営住宅にお住まいの方のほか、新規の募集を行います。募集内容の詳細は、10月15日号の広報でお知らせします。  
問合せ 施設営繕課施設営繕係(直通558-1196)

デング熱について  
デング熱は、蚊に刺されて発熱などの症状がある場合は、かかりつけの医療機関などで受診してください。

**デング熱について**

デング熱は、蚊に刺されて発熱などの症状がある場合は、かかりつけの医療機関などで受診してください。

**国民年金保険料は前納がお得です**

国民年金保険料には、保険料をまとめて納めると割引になる「前納制度」があります。10月から平成27年3月分まで(6か月分)をまとめて納めると、毎月納めるよりも740円割引になります(保険料額が9万1500円から9万760円になります)。  
納付場所 金融機関(郵便局を含む)、コンビニエンスストア  
納付期限 10月31日(金)  
問合せ 西多摩保健所 0428-226141(デング熱に関することや蚊の駆除などに関すること)

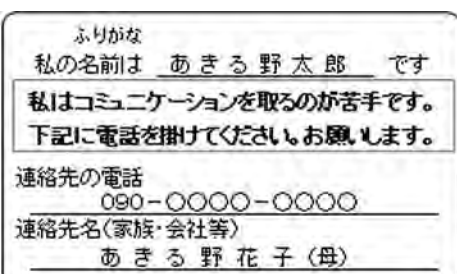
**障がい者虐待の防止について**

市では、「あきる野市障害者虐待防止センター」を設置し、24時間365日体制で障がい者虐待に関する相談・通報などを受け付け、虐待の防止や早期発見、障がい者と養護者に対する支援などを行っています。  
障がい者虐待を見つけたら、虐待防止センターが市役所へ通報してください。通報を基に市が虐待の事実関係を調査し、適切な処置を図ります。  
障がい者虐待には次のようなことが挙げられます。  
身体的虐待:暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを  
経済的虐待:本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望

与える行為や身体を縛り付けたり、過激な投薬によって身体的動きを抑制する行為  
性的虐待:性的な行為やその強要  
心理的虐待:脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与える行為  
放棄・放任:食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないことなどによって、障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させてしまう行為



(表面)



(裏面の1例)

ヘルプカードは、東日本大震災において、障がいのある方が避難所などで意志の疎通に苦労した体験などを教訓に、援助を必要とする障がいのある方が携帯し、災害時や緊急時、日常の困ったときに、周囲の方に提示することで、自己の障がいへの理解や手助けをお願いするためのカードです。  
ヘルプカードの利用を希望さ

**障がいのある方にヘルプカードを配付しています**

ヘルプカードは、東日本大震災において、障がいのある方が避難所などで意志の疎通に苦労した体験などを教訓に、援助を必要とする障がいのある方が携帯し、災害時や緊急時、日常の困ったときに、周囲の方に提示することで、自己の障がいへの理解や手助けをお願いするためのカードです。  
ヘルプカードは、東日本大震災において、障がいのある方が避難所などで意志の疎通に苦労した体験などを教訓に、援助を必要とする障がいのある方が携帯し、災害時や緊急時、日常の困ったときに、周囲の方に提示することで、自己の障がいへの理解や手助けをお願いするためのカードです。

障がい者虐待の防止について  
障がい者虐待を見つけたら、虐待防止センターが市役所へ通報してください。通報を基に市が虐待の事実関係を調査し、適切な処置を図ります。  
障がい者虐待には次のようなことが挙げられます。  
身体的虐待:暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを  
経済的虐待:本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望

与える行為や身体を縛り付けたり、過激な投薬によって身体的動きを抑制する行為  
性的虐待:性的な行為やその強要  
心理的虐待:脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与える行為  
放棄・放任:食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないことなどによって、障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させてしまう行為

与える行為や身体を縛り付けたり、過激な投薬によって身体的動きを抑制する行為  
性的虐待:性的な行為やその強要  
心理的虐待:脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与える行為  
放棄・放任:食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないことなどによって、障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させてしまう行為

**チャイムの時刻の変更**

内容 10月1日(水)から、防災行政無線のチャイム放送時刻を午後4時30分に変更します。  
問合せ 地域防災課防災安全係

れる方は、障がい者支援課で配付していますので、お受け取りください。  
ヘルプカードを持っている方が困っているのを見かけたときやヘルプカードの提示を受けたときには、ヘルプカードの裏面に手助けを記載していただき、連絡先などを記載していただき、手助けや配慮の協力ををお願いします。  
対象者 障がいのある方(障害者手帳所持者など)  
問合せ 障がい者支援課障がい者相談係  
2・1794  
34(24時間対応)、53  
電話090・8117・52  
70 秋川健康会館内、専用  
者虐待防止センター「二宮6  
通報・相談 あきる野市障害  
限する行為  
する金銭の使用を理由なく制限する行為  
障がい者虐待の防止や早期発見、障がい者と養護者に対する支援などを行っています。